

「グッドマナーサイクリストEHIME」キャンペーンの推進要領

目 的

この運動は、自転車利用者の交通安全意識の高揚とその社会的責任を正しく理解させるとともに、交通ルールの遵守と交通マナーを向上させることにより、自転車の安全利用の促進と交通事故の防止を図ることを目的とする。

実 施 期 間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間

実 施 事 項



自転車の安全利用対策の推進

広報・啓発活動の推進	○ 全年齢層に対する自転車乗車用ヘルメットの着用促進 ・自転車乗車用ヘルメット着用の広報・啓発活動の推進 ・特に成人、高齢者など大人の着用率向上に向けた取組の推進 ・ヘルメット着用の必要性と着用効果についての周知徹底 ・愛媛県自転車乗車用ヘルメット着用推進事業所等の拡充 ○ 「自転車安全利用五則」の周知徹底 ・車道左側通行及び車道左側に設置された路側帯通行の周知徹底 ・歩道を通行する際の歩行者優先と速度抑制の周知 ・二人乗り、傘さし、急な進路変更、並進、携帯電話使用、イヤホン使用等の危険性の周知 ・地域ぐるみによる自転車利用者の安全意識の醸成 ・朝礼、各種会議、イベント等における広報・啓発活動の推進 ○ 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」の周知浸透 ・歩道利用時における車道左側設置の歩道通行及び歩行者の通行が頻繁な場合の押し歩きの推進 ・自転車損害保険等への加入促進に向けた広報・啓発活動や情報提供等の推進 ・反射材の着用など自主的な安全対策と自転車の点検・整備の促進 ○ 「シェア・ザ・ロード」の精神の周知 ・「愛媛県思いやり1.5m運動協力事業所」の拡充等による「思いやり1.5m運動」の周知浸透 ・自転車利用者に対する「走ろう！車道運動」の周知浸透
交通安全教育の推進	○ ライフステージに応じた自転車交通安全教育の推進 ○ 中学・高等学校におけるマナーアップクラブ等活動の促進 ○ 交通安全教育を受ける機会の少ない成人を対象とした交通安全教育の推進 ○ 高齢者を対象とした参加・体験型交通安全教室の開催 ○ 自転車事故の実態・要因や事故を起こした場合の責任等についての自動車運転者等を含めた幅広い交通安全教育の推進 ○ 自転車シミュレータを活用した交通安全教育の推進 ○ 自転車安全教育指導員等による交通安全教育の推進
効果的街頭指導の推進	○ 警察・学校・PTA・地域住民等が一体となった通学路等における街頭指導活動の実施 ○ 関係機関・団体が連携した交通頻繁な場所等における街頭指導活動の強化

★ 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」のポイント(平成 25 年3月 26 日公布、同年7月1日施行)

【県民の責務】

- 歩行者・自転車・自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちで道路を共有する「シェア・ザ・ロード」の精神の浸透

【自転車利用者の責務】

- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通に関する法令を遵守
- 交通事故の防止に関する知識の習得
- 全ての自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用
- 自転車が関係する事故の当事者となった場合に備えた自転車損害保険等の加入



★ 「シェア・ザ・ロード」とは

歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全に共有すること。



★ 「思いやり 1.5 m運動」とは

自動車等の運転者に対し、自転車の側方を通過するときは“1.5メートル以上の安全な間隔を保つ”か、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは“徐行する”ことを呼びかける運動。



★ 「走ろう！車道運動」とは

自転車利用者に対して、次の3点を重点として呼びかけます。

- 自転車は、「車道走行が原則」です。
- 車道を通行するときは、「左側」（左側端）を走行しましょう。
- 車道の通行環境が万全でないなど、法規上、歩道を通行できるときは、「左側の歩道」の「車道寄り」を徐行し、歩行者が多いときには「押し歩き」しましょう。